| 1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

いじめは人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題である。本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係で済む生徒はいない。」「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」との認識に立ち、全校生徒が「いじめのない安心・安全な学校生活」を送ることができるように、「青梅市第七中学校 学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の3つのポイントをあげる。

- ○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ○生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ○思いやりのある温かい学級・学年・学校づくりを推進する。

2 いじめ未然防止のための取組

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ア 定期的な情報交換の実施

朝の打ち合わせ、第七中学校いじめ対策委員会(以下「学校いじめ対策委員会」)、生活指導部会での情報交換を密にする。些細な兆候を見逃さないように努める。

イ 一声指導の実施(朝学活、給食時、帰り学活など)

「いじめは絶対に許されないこと」を常に確認する。また、発問を工夫しながら、一声指導を推進する。

ウ いじめゼロ宣言

いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

エ 情報モラル教育の充実

情報モラル教育を推進し、生徒がインターネット環境のツールの正しい利用とマナーについての理解を 深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続して指導する。

- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ア 一人一人が活躍できる学習活動の工夫

小規模・少人数を生かした学習指導を推進する。

イ 行事・授業・部活の充実

自己有用感を高め、自尊感情を育む機会として取り組ませる。

- ウ 人とのかかわり方を身に付けるためのトレーニング
 - 学級活動、部活動など協働学習を推進する。
- (3) 思いやりのある温かい学級・学年・学校づくりを推進する。
- ア 道徳教育・人権教育の充実、体験活動・ボランティア活動の推進

教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進 し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

イ 思いやりのある学級・学年づくり、思いやりのある学校づくり

生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年づくりを進める。また、縦割の活動も生かし、思いやりのある学校づくりを推進する。

- (4) 保護者との情報交換体制、協力体制を確立していく。
- ア いじめをさせない、いじめから守る関係作り

保護者がいじめをさせない規範意識を身につけさせてほしい趣旨を伝え、いじめをさせない、いじめから守る関係作りを推進する。いつでも相談に応じることを学校から連絡していく。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

- (1)いじめ発見のために、様々な手段を講じる。
- ア 青梅市いじめ調査のアンケートを年4回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。
- イ 教師と生徒の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しや すい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- (2) いじめ早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。
 - ア いじめを発見(教師の発見、アンケートや生徒・保護者からの申し出等)したときは、学級担任だけで 抱え込むのではなく、校長が組織する「学校いじめ対策委員会」を中心に対応策の協議、役割分担を図り 対応に当たる。
 - イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を優先的に考え、いじめている生徒に対して毅然とした態度で指導に当たる。
 - ウ いじめを発見した際は速やかに青梅市教育委員会に報告する。

4 重大事態への対応

- ア いじめられた生徒の安全確保
- イ 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告をする。
- ウ 青梅市いじめ問題対策連絡協議会が行う調査に協力する。
- エ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、教育委員会や専門家の指導、助言を受けながら対応する。
- オ 調査の結果については、いじめを受けた生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 第七中学校いじめ対策委員会

校務分掌に「第七中学校いじめ対策委員会」を位置付け毎週開催する(いじめ問題発生時はその都度開催する)。管理職、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、当該生徒担任、スクールカウンセラーで組織し、いじめに関する情報収集、いじめ防止対策、いじめ問題発生時の対応ついて協議する。

イ 生活指導部会(毎週開催)

6 家庭や地域、関係機関との連携

- ア いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。
- イ いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。とくに重大事態発生時は、青梅市教育 委員会に指導、助言を求め、学校として組織的に対応する。
- ウ 青梅市教育委員会、青梅市教育相談所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、その他 関係機関と連携しながら指導を行う。
- エ いじめられている生徒が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談 窓口を紹介するとともに利用するよう促す。
- オ PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- カ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

7 いじめ問題への取組の年間計画

	情報収集、	生徒理解	指導、啓発活動	対策会議 教員の資質向上等	その他
4			授業①		
月					
5		面談①			
月					
6	アンケート①		ふれあい月間	アンケート結果への対応	
月					
7			命の日(7/11)	いじめ問題に関する校内	
月			命の週間(7/11~15)	研修会① (7/6)	
8		面談②		基本方針の見直し	
月				有効性の検証	
9	アンケート②		授業②	アンケート結果への対応	
月					
10					
月					
11	アンケート③		ふれあい月間	アンケート結果への対応	
月					
12		面談③		いじめ問題に関する校内	
月				研修会② (12/7)	
1			授業③		
月					
2	アンケート④		ふれあい月間	アンケート結果への対応	
月					
3				いじめ問題に関する校内	
月				研修会③ (3/8)	